

第3期中期目標(原案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)	備考
	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 1,000百万円</p> <p>2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応</p>	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 1,000百万円</p> <p>2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応</p> <p>第5-2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p>	<p>法律の改正に伴う追加</p>
	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p>	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p>	
	<p>第7 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。</p>	<p>第7 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設、医療機器の整備費用及び病院施設、医療機器の取得に充てた長期借入金(移行前地方債債務償還金を含む。)の返済に充てる。</p>	<p>使途を追加 充当の有無、額は毎年度判断 ・剰余金の使途を債務の償還に充てることの可否は監査法人確認済み→OK ・中期計画期間の剰余金を借入金の返済に充当することは想定していないが、繰越したときに充当するため、整合性を取っている。 償還の移行前・移行後の範囲は今後県と協議</p>
	<p>第8 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。</p> <p>(1)健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額 (2)健康保険法第85条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額 (3)(1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>2 使用料等の減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。</p>	<p>第8 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。</p> <p>(1)健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額 (2)健康保険法第85条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額 (3)(1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>2 使用料等の減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。</p>	

第3期中期目標(原案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)	備考
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p>	
<p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。 特に、後発医薬品の使用割合の向上に寄与するなど、医療費適正化の推進に協力すること。 また、県民に向けた健康の保持・増進に関する情報提供、普及啓発に努めること。</p>	<p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。</p>	<p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力するとともに、県と連携して医療費適正化を進める。 県立中央病院においては、後発医薬品の規格単位数量割合85%以上、県立北病院にあつては同割合80%以上とする。 県民の健康の保持及び増進のため、県民を対象とした公開講座を開催するとともに、疾病予防、治療法等についての広報活動に努める。</p>	<p>医療費適正化を追加 ・・県との連携とする。 県内の後発医薬品の採用率の向上につなげるため、使用割合を記載。</p> <p>後発医薬品：85% 後発医薬品使用体制加算I</p> <p>80%以上85%未満 後発医薬品使用体制加算II</p>
<p>2 法令・社会規範の遵守 県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守するとともに、これらを確保するための内部統制体制を整備すること。</p>	<p>2 法令・社会規範の遵守 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。</p>	<p>2 法令・社会規範の遵守 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、倫理委員会によるチェック、内部監査の実施等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。</p>	<p>内部統制を次の2つに置きかえ。 倫理委員会：医療面の行動規範 内部監査：事務面の行動規範と整理。</p>
<p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。</p>	<p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。</p>	<p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。</p>	<p>中期目標変更なし</p>
<p>4 人事管理 職種ごとに、将来の人事配置を見据え計画的な採用を図るなど、職員構成の適正化に努めること。</p>	<p>4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項</p>	<p>4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第7条で定める事項</p>	<p>中期目標では「4 人事管理」が追加されたが、規則で定める事項となっており、既に記載済みのため変更しない。</p>
	<p>(1) 施設及び設備に関する計画 施設及び設備の内容 予定額 財源 病院施設、医療機器等整備 総額9,809 百万円 国・県補助金、長期借入金等 (2) 人事に関する計画 政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。 (3) 積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。 (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし</p>	<p>(1) 施設及び設備に関する計画 施設及び設備の内容 予定額 財源 病院施設、医療機器等整備 総額 8,991 百万円 前期繰越利益、国・県補助金、長期借入金等 (2) 人事に関する計画 政策医療の的確な提供や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、要員計画を作成し、適切な人事管理を行う。 (3) 積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設や医療機器の整備費用又は病院施設、医療機器の取得に充てた長期借入金（移行前地方債債務償還金を含む。）の返済に充てる。 (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし</p>	<p>用途を追加 充当の有無、額は毎年度判断 ・・剰余金の用途を債務の償還に充てることの可否は監査法人確認済み→OK</p> <p>償還の移行前・移行後の範囲は今後県と協議</p>